

控

様式第4号（第5条関係）

## 定款変更認証申請書

2011年2月21日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

徳島県阿南市西路見町堤外112番地18

特定非営利活動法人 名称

NPO法人AWAがん対策募金

代表者の氏名

理事長 勢井 啓介

電話番号 0884-23-3553



次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

## 1 変更の内容

現 行 の 定 款	変 更 後 の 定 款
<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援</p> <p>②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援</p> <p>③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援</p> <p>④未承認薬早期認可に向けた活動及び治療薬の保険適用の迅速化への活動の支援</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援</p> <p>②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援</p> <p>③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援</p> <p><u>④がんに関する啓発活動の支援</u></p>
<p>(招集)</p> <p>第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ</p>	<p>(招集)</p> <p>第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ</p>

<p>の日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。</p>	<p>の日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>
<p>(招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 17 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 2 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 17 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 2 日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>
<p>(解散)</p> <p>第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産</p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p>	<p>(解散)</p> <p>第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産</p> <p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p>

<p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p>	<p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の<u>3分の2以上</u>の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p>
<p>(合併)</p> <p>第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(合併)</p> <p>第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の<u>3分の2以上</u>の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
	<p>附則            (2011年2月13日 総会にて決定)            この定款は、徳島県知事の認証のあった日から施行する。</p>

## 2 変更しようとする時期

徳島県知事の認証のあった日

※ 変更する日が決まっている場合はその日付を記載する（ただし、認証の日以降の日付）。

## 3 変更の理由

（事業）がんに関する啓発活動の支援を広く行うため。

（招集、表決権等）電子メールに及びFAXにより業務を迅速化させるため。

（定款の変更、解散、合併）3分の2以上で議決できるようにするため。

控

## 2011年度 事業計画書

2011年1月1日から 2011年12月31日まで

NPO法人AWAがん対策募金

## 1 事業の実施方針

県民を対象とし、すべてのがん患者並びにその家族達に貢献することを目的とする。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	支出見込額(千円)
①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援	・治療費の一部負担	12/20	徳島県内	2名	患者及び その家族 75名	1,500
	・募金箱等設置	年 10回	徳島県内	2名	患者及び その家族	100
	・治療費の調査	月 1回	徳島県内	2名	患者及び その家族 100名	0
	・公的助成支援の相談					
②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援	・がん患者会への支援	12/20	徳島県内	2名	県内の 患者会 3団体	300
	・全国各地のがん治療の調査 を公開	随時	HPで公開	2名	徳島県民	0
③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援	在宅緩和ケアに必要な介護用品 の提供等の支援	12/20	徳島県内	2名	患者 20名	100
④がんに関する啓発活動の支援	・がん検診率向上のための活動の支援	年 10回	徳島県内 学校	20名	徳島県民 1000名	100
	・がん患者の就労の支援	3/1～ 12/30	徳島県内	5名	がん患者 20名	100
	・がん情報収集の支援	3/1～ 12/30	徳島県内	20名	がん患者 1000名	250

## 2012年度 事業計画書

控

2012年1月1日から 2012年12月31日まで

NPO法人AWAがん対策募金

## 1 事業の実施方針

県民を対象とし、すべてのがん患者並びにその家族達に貢献することを目的とする。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)
①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援	・治療費の一部負担	12/20	徳島県内	2名	患者及び その家族 75名	1,500
	・募金箱等設置	年 10 回	徳島県内	2名	患者及び その家族	100
	・治療費の調査	月 1回	徳島県内	2名	患者及び その家族 100名	0
	・公的助成支援の相談					
②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援	・がん患者会への支援	12/20	徳島県内	2名	県内の 患者会 3団体	300
	・全国各地のがん治療の調査 を公開	隨時	HPで公開	2名	徳島県民	0
③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援	在宅緩和ケアに必要な介護用品 の提供等の支援	12/20	徳島県内	2名	患者 20名	100
④がんに関する啓発活動の支援	・がん検診率向上のための活動 の支援	年 10 回	徳島県内 学校	20名	徳島県民 1000名	100
	・がん患者の就労の支援	3/1～ 12/30	徳島県内	5名	がん患者 20名	100
	・がん情報収集の支援	3/1～ 12/30	徳島県内	20名	がん患者 1000名	250

## 2011年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支予算書

控

2011年 1月 1日から2011年 12月 31日まで

科 目		NPO法人AWAがん対策募金 金額(単位:円)	
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入			
年会費 正会員 (1,000円×20人)	20,000		
賛助会員 (1,000円×10人)	10,000	30,000	
2 事業収入			0
3 寄付金収入			
商品募金	2,000,000		
寄附金	1,000,000	3,000,000	
経済収入合計			3,030,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援事業費			
治療費の一部負担	1,500,000		
募金箱等設置	100,000	1,600,000	
②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援事業費			
活動費	300,000	300,000	
③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援事業費			
介護用品の提供	100,000	100,000	
④がんに関する啓発活動の支援			
がん検診率向上のための活動の支援	100,000		
がん患者の就労の支援	100,000		
がん情報収集の支援	250,000	450,000	
2 管理費 (役員報酬, 通信費, 貸借料など)			
通信費	120,000		
事務用品費	50,000		
雑費	10,000		
事務局費 (@30,000×12ヶ月)	360,000	540,000	
経常支出合計			2,990,000
経常収支差額			40,000
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入			
・・・・・	0	0	
2 借入金収入			
・・・・・	0	0	
3 繰入金収入			
その他の事業からの繰入金	0	0	
その他資金収入合			0
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出			
・・・・・	0	0	
2 借入金返済支出			
・・・・・	0	0	
3 予備費			
その他資金支出合計			0
当期収支差額			40,000
前期繰越収支差額			239,231
次期繰越収支差額			279,231

## 2012年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支予算書

控

2012年 1月 1日から2012年 12月 31日まで

NPO法人AWAがん対策募金

科 目	金額(単位:円)	
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
年会費 正会員 (1,000円×30人)	30,000	
賛助会員 (1,000円×10人)	10,000	40,000
2 事業収入		0
3 寄付金収入		
商品募金	2,000,000	
寄附金	1,000,000	3,000,000
経済収入合計		3,040,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
①患者の経済的負担を軽くするための援助活動の支援事業費		
治療費の一部負担	1,500,000	
募金箱等設置	100,000	1,600,000
②がん医療の均てん化に役立つ患者・患者会等への活動の支援事業費		
活動費	300,000	300,000
③在宅緩和ケアにおける患者・家族への支援事業費		
介護用品の提供	100,000	100,000
④がんに関する啓発活動の支援		
がん検診率向上のための活動の支援	100,000	
がん患者の就労の支援	100,000	
がん情報収集の支援	250,000	450,000
2 管理費 (役員報酬, 通信費, 貸借料など)		
通信費	120,000	
事務用品費	50,000	
雑費	10,000	
事務局費(@30,000×12ヶ月)	360,000	540,000
経常支出合計		2,990,000
経常収支差額		50,000
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		
・・・	0	0
2 借入金収入		
・・・	0	0
3 繰入金収入		
その他の事業からの繰入金	0	0
その他資金収入合		0
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		
・・・	0	0
2 借入金返済支出		
・・・	0	0
3 予備費		
その他資金支出合計		0
当期収支差額		50,000
前期繰越収支差額		279,231
次期繰越収支差額		329,231